



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

- *59 和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則 (総合防災課)
- *60 和歌山県立青少年の家管理規則の一部を改正する規則 (青少年課)

規 則

和歌山県規則第59号

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則

和歌山県災害対策本部規則 (昭和38年和歌山県規則第15号)

の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、理事」及び「、企業局長」を削る。

第4条中「企業部」を削る。

第7条第2項中「河川課」、「企業局」及び「企業総務課」を削る。

第8条第3項第1号中「教育事務所」を削り、同項第2号中「地方機関で、支部長が支部の構成に必要と認める機関」を「地

方機関等」に改める。

第9条第2項中「、副支部長及び支部員」を「及び副支部長」に改める。

別表第1総合調整室の部室(部)長副室(部)長室(部)長

「県土整備
政策局長
道路局
長 河川
・下水道
局長 都
市住宅局
長 港湾
空港推進
局長」

付の欄中「理事」及び

を「技監」に改

め、同部秘書班の項中「政策推進室長」を「政策審議室長」に、「政策推進室員」を「政策審議員」に改め、同部人事職員の項

「人事課員
中「人事課員」を 考查・研修室 員 に改め、同部管財公

共建築班の項中「公共建築課長」を 「公共建築課長 企画保全室長」に、

「公共建築課員」を 「公共建築課員 企画保全室員」に改め、同部国際班の項の次に次のように加える。

情報システム班	(班長) 情報システム課長 (副課長) 情報システム課副課長	情報システム課員	1 県汎用コンピュータシステムの応急復旧に関すること。 2 県行政情報通信ネットワークの応急復旧に関すること。 3 その他必要なこと。
---------	---	----------	---

別表第1総合調整室の部応援班の項を次のように改める。

応援班	(班長) 指名課(室)長 (副班長) 指名課(室)長又は副課(室)長	総務学事課員 税務課員 医科大学改革室員 市町村課員 企画総務課員 科学技術振興室員 コスモパーク加太対策室員 地域振興課員 総合交通政策課員 統計課員 人権政策課員	1 総合調整室及び各部の応援に関すること。 2 その他必要なこと。
-----	---	---	--------------------------------------

人権施策推進課員
情報政策課員

別表第1環境生活部の部県民生活班の項を次のように改める。

県民生活班	(班長) 県民生活課長 (副班長) 県民生活課副課長	県民生活課員	1 生活必需品等の価格需給動向の調査、監視及び供給の確保に関する事。 2 県民相談に関する事。 3 その他必要な事。
-------	-------------------------------------	--------	--

別表第1環境生活部の部県民生活班の項の次に次の項を加える。

ボランティア活動班	(班長) NPO協働推進課長 (副班長) NPO協働推進課副課長	NPO協働推進課員	1 ボランティア活動の総合調整に関する事。 2 その他必要な事。
-----------	---	-----------	-------------------------------------

別表第1救助保健部の部防疫班の項中「保健婦活動」を「保健師活動」に改め、同部応援班の項中

(班長)
指名課(室)長
(副班長)
指名課(室)長又は副課(室)長

を

(班長)
子育て推進課長
(副班長)
子育て推進課副課長

に改め、同表商工労働部の部を次のように改める。

商工労働部	(部長) 商工労働部長 (副部長) 商工政策局長 ブランド推進局長 観光局長 労働政策局長	商工班	(班長) 商工労働総務課長 (副班長) 産業支援課長 商工振興課長 マーケティング企画課長 マーケティング推進課長 観光振興課長 観光交流課長	商工労働総務課員 産業支援課員 商工振興課員 マーケティング企画課員 マーケティング推進課員 観光振興課員 観光交流課員	1 経済関係被害状況等の調査情報収集及び災害応急対策に関する事。 2 被災中小企業者に対する融資に関する事。 3 工場、事業場等の被害調査に関する事。 4 観光施設の被害調査に関する事。 5 総合調整室及び各部並びに部内各班との連絡調整に関する事。 6 その他必要な事。
		公営企業班	(班長) 公営企業課長 (副課長) 公営企業課副課長	公営企業課員	1 公営企業関係の被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関する事。 2 その他必要な事。
		雇用推進班	(班長) 労働企画課長 (副班長) 雇用推進課長	労働企画課員 雇用推進課員	1 災害応急対策要員の確保に関する事。 2 その他必要な事。
		応援班	(班長) 企業立地室長	企業立地室員	1 総合調整室及び各部の応援に関する事。 2 その他必要な事。

別表第1農林水産部の部果樹園芸班の項中「果樹園芸課副課長」

を「エコ農業推進室長」に、「果樹園芸課員」を

「果樹園エコ農室員」

芸課員
業推進 に改め、同表県土整備部の部下水道班の項中「生

活排水施設」を「生活排水路施設」に改め、同部住宅環境班の
項中「公共建築課長」を「公共建築課長
企画保全室長」に、「公共建築
課員」を「公共建築課員
企画保全室員」に、「空地等」を「宅地等」に改

め、同表医科大学の部中「学生課長」を
「学生課長
改革準備室長
保健看護学部
事務室長」

に、「学生課員」を「学生課員
改革準備室員
保健看護学部
事務室員」に改め、同表企業部の

部を削り、同表教育部の部室(部)長副室(部)長室(部)長
「教育総務
局長
生涯学習
局長 に改め、同部総務班
学校教育
局長」

の項中「教育企画課長」を「給与課長」に、「教育企画課員」
を「給与課員」に改め、同部学校教育班の項を次のように改
める。

学校教育 班	(班長) 県立学校課長 (副班長) 小中学校課長	県立学校課員 小中学校課員	1 臨時の授業その他学校運営 に関する事。 2 教科書及び学用品の調達に 関する事。 3 ボランティアの編成及び活 動計画に関する事。 4 学校職員の動員及び派遣に 関する事。 5 学校職員の救援に関するこ と。 6 その他必要なこと。
-----------	-----------------------------------	------------------	--

別表第1教育部保健体育班の項中「スポーツ健康
課長」を「健
康体育課長」に、「スポーツ健康
課副長」を「スポーツ課長」に改
め、同部文化財班の項中「文化財課長」を「文化遺産課長」に、
「文化財課副課
長」を「文化遺産課副
課長」に改め、同表警察部の
部総務班の項中「地域課員
交通指導課員
警務課員
会計課員」を「情報管理課員」に改め、

同部交通班の項中「確認」を「指定、確認」に改め、同部広報
班の項事務分担者の欄を次のように改める。

- 1 広報に関する事。
- 2 報道機関との連絡調整に関
する事。
- 3 その他必要なこと。

別表第1警備部の部補給班の項事務分掌の欄を次のように
改める。

- 1 警備要員の給食、宿舍等に
関する事。
- 2 警察施設の被害調査に関す
る事。
- 3 漂流物に関する事。
- 4 補給に関する事。
- 5 その他必要なこと。

別表第1警務部の部通信班の項を次のように改める。

通信班	(班長) 機動通信課長 (副班長) 通信庶務課長 通信施設課長	通信部課員	1 通信施設の管理保全に関す ること。 2 機動警察通信隊の運用に関 すること。 3 その他必要なこと。
-----	---	-------	--

別表第3支部員の欄を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第60号

和歌山県立青少年の家管理規則の一部を改正する規則を次
のように定める。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村 良 樹

和歌山県立青少年の家管理規則の一部を改正する規則
和歌山県青少年の家管理規則(平成12年和歌山県規則第89
号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「12月28日」を「12月29日」に、「1月4日」
を「1月3日」に改める。

第5条第1項中「別記第1号様式」の次に「又は別記第1号様式の2」を加える。

別記第1号様式中「殿」を「様」に、

電話番号
自 宅 ()
勤 務 先 ()

を

電話番号
自 宅 ()
勤 務 先 ()
携 帯 ()

に改め、

同様式の次に次の1様式を加える。

別記第1号様式の2 (第5条関係)
(その1)

紀北
和歌山県立白崎青少年の家使用申込書 (日帰り用)
潮岬

年 月 日

和歌山県知事 様

団体名 _____
所在地 _____
電 話 _____
F A X _____
代表者名 _____

紀北
和歌山県立白崎青少年の家を使用したいので、下記のとおり申し込みます。
潮岬

記

引率責任者	〒		電話番号	()
の連絡先			自宅	()
			勤務先	()
			携帯	()
研修目的				
研修のため 使用を希望 する施設 及び期間	施 設	期 間		
		月 日 曜	時 分 ~	時 分
使用人員	名		※受付番号	
			※受付印欄	
※備 考				

注

- 1 研修目的欄には、研修の目的(ねらい)を具体的に記入すること。
なお、研修の開催要項等があれば添付すること。
- 2 ※欄には記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第3号様式及び別記第4号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。